

国及び厚生労働省に対し、生活保護費の減額処分を取り消した最高裁判決に従い、  
全面的な補償措置をすみやかに実施することを求める弁護士共同声明

2026年(令和8年)1月15日

弁護士有志一同

第1 声明の趣旨

我々弁護士有志一同は、国及び厚生労働省に対し、生活保護費の減額処分を取り消した最高裁判決に対する「対応策」を撤回し、最高裁判決に従った全面的な補償措置をすみやかに実施することを求める。

第2 声明公表の理由

2013年から2015年にかけて行われた生活保護基準の大幅な引き下げについて、最高裁判所は2025年6月27日、生活扶助基準の引き下げ改定（以下「本件改定」という。）を違法とし、保護費を減額する処分を取り消す判決を言い渡した。

本来であれば、厚生労働省（以下「厚労省」という。）はこの判決に従い、本件改定の影響を受けるすべての生活保護利用者に対して、全面的な補償をすみやかに行わなければならない。

しかしながら、2025年11月21日に厚労省が示した対応策（以下「本件対応策」という。）は、最高裁判決の趣旨を没却するものであり、行政が司法の判断に従おうとしない態度を如実に示すものであった。

我々弁護士有志一同は、法の支配と三権分立の原理を軽視するかのような国及び厚労省の姿勢に強く抗議し、最高裁判決に従った全面的な補償を速やかに実施することを求め、この声明を公表するものである。

第3 最高裁判決の趣旨と厚労省の対応策の問題点

1 最高裁判決の要旨は、次のとおりである。

(1) ゆがみ調整（生活保護の生活扶助基準が低所得世帯の消費実態と乖離している部分に関する調整）については、専門的知見との整合性に欠けるところがあるとは言えない。

(2) デフレ調整（物価の下落に対応して生活扶助基準を引き下げる）について

ては、物価変動率のみを直接の指標として用いたことには、専門的知見との整合性を欠くところがあり、違法というべきである。

2 最高裁判決を受け、厚労省は、「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置して検討を行い、2025年11月21日、新たな減額調整を行った上で差額の追加支給を行うという対応策(以下「本件対応策」という。)を公表した。その要旨は、次のとおりである。

- (1) ゆがみ調整を再実施する。
- (2) 最高裁判決で違法とされたデフレ調整(4.78%の減額)に代えて、別の理由(低所得者の消費水準との比較)に基づく「新たな減額調整」(2.49%の減額)を行う。
- (3) 訴訟で原告となった者についてのみ、「新たな減額調整」によって減額となる部分を補填する「特別給付」を行う。

3 しかしながら、本件対応策には以下のようないくつかの問題がある。

- (1) 原告らの具体的給付請求権に対する不当な侵害であること  
最高裁が本件改定にもとづく原告らに対する処分を取り消した以上、原告らの保護費の額は処分前の状態に戻っているのであるから、原告らには本件改定前基準との差額を請求する具体的な給付請求権が発生している。それにもかかわらず、本件対応策は、ゆがみ調整を再実施するとともに、新たな減額調整を実施するものであるから、原告らの給付請求権を事後的に変更する不利益処分にほかならず、原告らの権利に対する不当な侵害である。

- (2) 行政府が司法判断をないがしろにするものであること  
最高裁判決において、「デフレ調整」は違法であったと明確に指摘されている。また、本件対応策で「デフレ調整」に代わるものと位置付けられている「新たな減額調整」の論拠である低所得者の消費水準との比較についても、すでに訴訟において国側が主張していたものである。

最高裁が判決において国側のこの主張を採用しなかったにもかかわらず、判決後にあらためて「新たな減額調整」を実施することは、行政府が司法判断に従わず、これをないがしろにするものである。

### (3) 紛争の一回的解決の要請に反するものであること

訴訟で現に主張し又は主張した理由に基づいて、訴訟が終結したのちにあらためて再処分を実施することは、これまでの訴訟の成果を無に帰するものであって、紛争の一回的解決の要請に反し許されない。「新たな減額調整」は、まさにこれに該当する。

扶助基準を切り下げる大臣告示は全ての生活保護利用者に適用されていたものであり、最高裁はその大臣告示自体を違法と判断したのである。本件訴訟は代表訴訟的意味合いをもつのであって、大臣告示を違法と判断した最高裁の論理は、原告以外の生活保護利用者にも同様に妥当するものである。引下げから 10 年以上が経過する中、このままでは、原告らを含む生活保護利用者は差額の支払いを求めて新たな訴訟を提起するほかなくなってしまう。

### (4) 原告らに対してのみ「特別給付」を行うことは不平等であること

生活保護費の大幅引き下げはすべての生活保護利用者に大きな打撃を与えた。原告らはすべての生活保護利用者の実質的な代表として一連の訴訟を闘ってきたものである。訴訟に参加していたか否かによって補償内容に差を設けることは、生活保護法 2 条が定める無差別平等の原則に明らかに抵触する。

4 本件対応策には、以上のような重大な問題点がある。とりわけ、「デフレ調整」が違法であるとして保護費の切り下げ処分の取り消しを宣告されたにもかかわらず、改めて「デフレ調整に代わる新たな減額調整」を持ち出すことは、本訴訟で敗訴した厚労省が判決の要請に従わず、行政が司法の判断を黙殺するに等しいものである。

このような行政の姿勢は、生活保護の問題にとどまらず、法の支配と三権分立を瓦解させることにつながりかねないものであって、到底看過することができない。

## 第 4 結語

よって、我々は国及び厚生労働大臣に対し、本件対応策を撤回し、すべての生活保護利用者に対する全面的な補償措置を直ちに実施することを求める。 以上